

## 西東京市における登録文化財制度の骨子（案）

## 1. 趣旨

市内に存在する文化財を次世代に確実に継承し、併せてこれまで以上に広く市民へ共有することで郷土に対する認識を高め、文化の向上へ貢献することを目的として、西東京市における文化財登録制度を創設する。

## 2. 論点整理

## (1) 登録文化財制度の概要

国もしくは東京都による指定もしくは登録を受けている文化財または西東京市の指定を受けている文化財以外の文化財のうち、西東京市文化財保護審議会の審議により妥当とされたものを西東京市登録文化財（以下「登録文化財」という。）として登録簿に掲載する。

## (2) 指定文化財との関係

国もしくは東京都による指定もしくは登録を受けている文化財または西東京市の指定を受けている文化財以外の文化財を登録対象とする。

また、指定と登録との間で先後関係はなく、登録を受けないまま指定文化財となることもありえるが、登録は指定を補完するためのものと位置づけ、両方を重複して受けることはできない。

西東京市指定文化財は、公開規定があるが、登録文化財には公開規定の適用に幅を持たせる（理由は後述）。また、管理にあたっての制限は指定文化財に比してゆるやかに設定し、現状変更及び所在地変更も所有者または管理者の意思の下、自由に行うことができるようにする一方で、管理に係る財政的支援も行わない。

## (3) 公開に対する考え方

本制度の創設により、文化財を市民が共有することを目的としていることに鑑み、登録を受けた文化財については、所有者または管理者の同意の下、公開することを基本とする。

ただし、過去の審議会の審議において、公開への負担感から登録がすすまない可能性について言及があったことを踏まえ、そうした点にも配慮した対応をとる。

なお、強い意思等により公開を希望しない所有者または管理者に対しては、その意向を尊重し、公開しないことも可能とする。他方で、そうした所有者または管理者についても、市担当課が作成する内部管理用の（仮称）登録簿掲載対象文化財リスト（非公開）に掲載し、市とのコミュニケ

ーションの機会を確保することで次世代への確実な継承につなげることとする。

(4) 財政的支援

公金の使途を「見える化」する観点と前述の公開に対する考え方とを併せて考慮し、非公開の選択肢がある登録文化財へ補助金、助成金、謝礼金その他の財政的支援は行わない。

(5) 登録に係る事務手続き

登録にあたっては、以下の流れに沿って登録を行うこととし、西東京市文化財保護条例に所要の改正を加えることで制度の根拠付けを行うこととする。

①過去の文化財保護審議会の審議上で提示されたリストを基に登録簿掲載対象文化財リスト（仮称）を作成し、当該リストの中から登録意向の確認を行うものとする。

②登録意向の確認できたものについて、文化財保護審議会にて登録相当か審議

③審議の結果を所有者または管理者宛に通知する（告示は行わない）。

④公開の同意があったものについて、市ホームページ等により周知。

なお、管理の状況については、市指定文化財の現状確認時に登録文化財の所有者または管理者にも連絡を行い、必要に応じて現物確認を行うこととする。

## ○現行条例に登録文化財に係る規定を追記する場合のイメージについて（案）

## 西東京市文化財保護条例

現行	改正イメージ
<p>(共通) ①指定または登録により手続きに違いが生じることから、現行「市文化財」と呼称する指定文化財を「市指定文化財」と変更し、登録を受けた文化財を「市登録文化財」と呼称する。</p> <p>②市指定文化財及び市登録文化財を総称して「市文化財」と呼称する。</p> <p>③管理者へ制限を課す事項は、登録文化財には適用しない。</p>	
第1条 目的	
第2条 定義	
第3条 市等の責務	
第4条 指定	
第5条 解除	<p><b>第●条 指定の解除</b></p> <p><b>改正イメージ</b></p> <p>指定と登録とを分けるため、指定の解除である旨を追記</p>
(新設)	<p><b>第●条 登録 (新設)</b></p> <p><b>改正イメージ</b></p> <p>管理者の同意の下、教育委員会が文化財を登録簿に登録することができる旨を規定</p>
(新設)	<p><b>第●条 登録の解除 (新設)</b></p> <p><b>改正イメージ</b></p> <p>価値を失ったときその他特別の理由があるとき、指定を受けた</p>

	とき等に教育委員会が登録を解除することができる旨を規定
第6条 諮問及び報告	<p><b>改正イメージ</b></p> <p>登録または登録解除を行おうとする場合も審議会への諮問及び報告をすることを規定する</p>
第7条 告示、通知及び指定書の交付等	
第8条 保存地域の指定	
第9条 保存施設	
第10条 注意義務	
第11条 管理責任者	
第12条 権利義務の継承	
第13条 届出事項	
第14条 許可事項	<p><b>改正イメージ</b></p> <p>指定文化財のみに適用させる</p>
第15条 経費の負担	<p><b>改正イメージ</b></p> <p>指定文化財のみに適用させる</p>
第16条 有償譲渡の場合の納付金	<p><b>改正イメージ</b></p> <p>指定文化財のみに適用させる</p>
第17条 公開	<p><b>改正イメージ</b></p> <p>登録文化財を非公開にすることができる旨を規定する</p>
第18条 報告	
第19条 記録の作成等	
第20条 委任	
第21条 罰則	<p><b>改正イメージ</b></p>

	指定文化財のみに適用させる
--	---------------